省令

○法務省令第四十九号

少年院法（平成二十六年法律第五十八号）第八十七条第四項の規定に基づき、及び同法を実施するため、少年院法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十一月六日

法務大臣　岩城　光英

少年院法施行規則の一部を改正する省令

少年院法施行規則（平成二十七年法務省令第三十号）の一部を次のように改正する。

別表（第四十七条関係）手錠の部第一種の項を次のように改める。

第一種	開閉可能な腕輪二個を鎖で連結する。 各腕輪は、歯止めで止まり、施錠できるものとする。 附属するひもの直径はおおむね三ミリメートルとし、長さはおおむね六メートルとする。 附属するひもの一端をおおむね四・五センチメートルのところで折り返して元のひもに固定し、輪状になる部分を設ける。 形状は、図一のとおりとする。	鉄又はこれと同等以上の強度を有する材質のものとする。 附属するひもは、化学繊維製とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第五十号

少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号）第七十六条第四項の規定に基づき、及び同法を実施するため、少年鑑別所法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十一月六日

法務大臣　岩城　光英

少年鑑別所法施行規則の一部を改正する省令

少年鑑別所法施行規則（平成二十七年法務省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表（第三十八条関係）手錠の部第一種の項を次のように改める。

第一種	開閉可能な腕輪二個を鎖で連結する。 各腕輪は、歯止めで止まり、施錠できるものとする。 附属するひもの直径はおおむね三ミリメートルとし、長さはおおむね六メートルとする。 附属するひもの一端をおおむね四・五センチメートルのところで折り返して元のひもに固定し、輪状になる部分を設ける。 形状は、図一のとおりとする。	鉄又はこれと同等以上の強度を有する材質のものとする。 附属するひもは、化学繊維製とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第七十七号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百七条の三第一項及び第五項並びに第百三十七条の二の規定に基づき、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十一月六日

国土交通大臣臨時代理

国務大臣　森山　**裕**

航空法施行規則の一部を改正する省令

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二百十九条の二第一項の表中

関西国際空港	
東京国際空港	

を

東京国際空港	
関西国際空港	
福岡空港	五年

に改め、同表に次のように加える。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十八年三月二十七日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日以後最初の福岡空港における航空法第百七条の三第五項の単位期間は、同項の規定にかかわらず、平成三十二年一月三十一日に終了するものとする。

告示

○法務省告示第五百四十六号

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令（平成二十六年法務省令第三十七号）第一条第一項各号の表の特別加算の項の中欄イ及びロの規定に基づき、平成二十六年法務省告示第五百七十八号（出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の規定に基づき法務大臣が定める法律の規定等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十一月六日

法務大臣　岩城　光英

別表第二の5中第二号を削り、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号を第六号とし、第九号及び第十号を削り、第十一号を第七号とし、第十二号を削り、第十三号を第八号とし、第十四号を削り、第十五号中「代替材料」を「代替省エネ材料」に改め、同号を第九号とし、第十六号を第十号とし、第十七号を第十一号とし、第十八号を削り、第十九号を第十二号とし、第二十号を第十三号とし、第二十一号を削り、第二十二号を次のように改め、同号を第十四号とする。

二十二　次世代送電システムの安全性・信頼性に係る実証事業

別表第二の5中第二十三号から第二十六号までを八号ずつ繰り上げ、第二十七号を削り、第二十八号を第十九号とし、第二十九号を第二十号とし、第三十号を削り、第三十一号を第二十一号とし、第三十二号を削り、第三十三号を第二十二号とし、第三十四号を削り、第三十五号を第二十三号とし、第三十六号を第二十四号とし、第三十七号を削り、第三十八号を第二十五号とし、第三十九号を第二十六号とし、第四十号を削り、第四十一号から第五十五号までを十四号ずつ繰り上げ、第五十六号を削り、第五十七号を第四十二号とし、第五十八号及び第五十九号を削り、第六十号から第八十三号までを十七号ずつ繰り上げ、第八十四号を削り、第八十五号を第六十七号とし、第八十六号を削り、第八十七号から第八十九号までを十九号ずつ繰り上げ、第九十号を中「情報セキュリティ対策推進」を「サイバーセキュリティ経済基盤構築」に改め、同号を第七十一号とし、第九十一号から第九十四号までを十九号ずつ繰り上げ、第九十五号を削り、第九十六号から第九十八号までを二十号ずつ繰り上げ、第九十九号を削り、第百号を第七十九号とし、第百一号を第八十号とし、第百二号を削り、第百三号から第百十五号までを二十二号ずつ繰り上げ、第百十六号を削り、第百十七号から第百二十三号までを二十三号ずつ繰り上げ、第百二十四号を削り、第百二十五号を第百一号とし、第百二十六号中「地域力活用市場獲得等支援」を「小規模事業者支援パッケージ」に改め、同号を第百二号とし、第百二十七号を次のように改め、同号を第百三号とする。

百二十七　管理型処分技術調査等委託費

別表第二の5中第百二十八号を第百四号とし、第百二十九号を削り、第百三十号を第百五号とし、第百三十一号を削り、第百三十二号から第百四十一号までを二十六号ずつ繰り上げ、第百四十二号を第百十五号とし、第百四十三号を第百十六号とし、第百四十四号を削り、第百四十五号から第百五十六号までを二十八号ずつ繰り上げ、同表の5に次の十四号を加える。

百二十九　革新的エネルギー技術国際共同研究開発事業